

『速旅・若狭路お買物券付ドライブプラン』 利用規約
＜発着エリア付き周遊エリア乗り放題コース用＞

（通則）

第1条 本規約は、中日本高速道路株式会社（以下「当社」といいます。）が実施する定額料金による高速道路指定区間の利用（以下「高速定額利用」といいます。）と「海湖と歴史の若狭路」発信事業実行委員会（以下、「実行委員会」といいます。）が発行するお買物券（3,000円分）（以下「お買物券」といいます。）が一体となったプラン（以下「本プラン」といいます。）について適用します。

（本規約以外の適用）

第2条 本規約に定める条項のほか、当社及び実行委員会が定める約款、規約等がある場合は当該約款、規約等も適用されます。

（定義）

第3条 本規約において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- 一 ETC無線通信 無線通信により通行料金のお支払いに必要な手続を自動的に行う仕組みをいいます。
- 二 ETCカード 当社との契約によりクレジットカード会社が発行するETCクレジットカード並びに当社、首都高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「6会社」といいます。）が契約に基づき共同で発行するETCパーソナルカードをいいます。
- 三 ETC車載器 車両に取り付けて道路側のアンテナと通行料金のお支払いに必要な情報を交信する無線機をいいます。
- 四 セットアップ ETC車載器に通行料金のお支払いに必要な情報を記録して利用可能な状態にすることをいいます。

（対象車種）

第4条 本プランの対象車種は、ETC無線通信により通行が可能な軽自動車等及び普通車の2車種（車種区分については、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第25条第1項の定めにより当社が公告する高速道路（全国路線網）の料金車種区分によります。）とします。

（実施期間等）

第5条 本プランの実施期間は、2018年6月27日（水）から2018年11月30日（金）までの期間とします。この期間のうちお申し込み時に登録を行う利用開始日から別表3に定める高速定額利用期間（コース毎に別表3に定める期間において利用開始日の0時から最終日の24時まで。）を本プランの利用可能期間（以下「利用可能期間」といいます。）とします。なお、お買物券は本プラン利用可能期間のうちあらかじめ指定した1日間に交換することができます。ただし、次の各号に定める期間に該当する日を含んだ利用可能期間のお申し込みはできません。

- 一 2018年8月10日～2018年8月16日（お盆期間）
 - 二 当社が別途指定した日（詳細が決まり次第、NEXCO中日本公式Webサイトにてお知らせします。）
- 2 往路通行（第9条第1項第1号に定める「往路通行」をいいます。）に係る通行日の判定は、周遊エリア（第9条第1項第1号に定める「周遊エリア」をいいます。）内の出口インターチェンジの通過日時をもって

行い、復路通行（同項第3号に定める「復路通行」をいいます。）に係る通行日の判定は、周遊エリア内の入口インターチェンジの通行日時をもって行います。

（申込方法等）

第6条 本プランへのお申し込みは、本規約に定める事項に承諾のうえ、当社インターネットホームページから本プランの利用日の前日までに行ってください。なお、申込時に「速旅」へのWeb会員登録が必要となります（既に会員登録済みの場合は、新たな登録は不要です。）。ただし、お買物券の利用対象のうち予約を要する施設、サービス等を利用予定の場合は、予め当該サービスの提供者に、当該サービスの提供者が定める方法により予約を行い、予約が確定した後に本プランの申込を行ってください。

2 お買物券の料金は当社指定のクレジットカードによる決済とし、高速定額利用はETCカードによる決済となります。

3 本プランのお申し込みが完了したとき、当社は、お申し込み時に登録したメールアドレスに受付番号、プラン名、利用日等を記載した申込確認書をメールにて通知します。この場合、申込者のメールの受信状況を問わず、当該メールの送信をもって申込確認書が通知されたものとみなします。

4 申込確認書のメールが正しく受信できなかった場合や誤って削除等した場合は、「速旅」会員専用「マイページ」から申込確認書をご確認ください。

5 当社とお客さまとの売買契約は、本プランのお申し込みが完了した時点で成立します。

6 申込確認書は必ず印刷し、お客さまのご署名の上、利用日に別表1に定めるいずれかの施設へ持参ください。

7 第16条第1項、2項一号に定める解約条件に該当する場合、申込確認書は無効となります。既に申込確認書を印刷した場合は、本申込確認書を破棄ください。

8 当社が実施する他のドライブプランと利用可能期間が同一日のお申し込みはできません。同一日のお申込みをされた場合は、第16条第1項に定める解約を行ってください。解約を行わない場合は、お客様が意図しないドライブプランが適用される場合や、全く適用されない場合があります。その場合、当社における料金修正等は一切行いません。

9 申込確認書の通知をもって、お申し込み時に登録したETCカードが高速道路で利用できることを保証するものではありません。

10 当社、東日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が発行するETCコーポレートカードでは本プランにお申し込みいただけません。

（受付内容の変更）

第7条 申込確認書の通知が完了した後は、お申し込み内容の変更はできません。変更を必要とする場合は、第16条第1項に定める解約を行ったうえで、再度前条に基づきお申し込みを行ってください。ただし、前条第1項にて予約を要するサービスの利用に関する予約を行った場合は、当該サービスの提供者への予約変更手続き完了後に、第16条第1項に定める解約を行ったうえで、再度前条に基づきお申し込みを行ってください。

（お買物券の交換）

第8条 申込者は利用日の利用時間内に別表1及び申込確認書に定める交換場所にて申込確認書を提出するとともに、運転免許証等の身分証明書の提示を行ってください。本人の確認ができ次第、お買物券と交換することができます。

2 身分証明書の提示を行わず本人の確認ができなかった場合は、申込確認書の提出があってもお買物券と交換することはできません。

- 3 申込確認書を紛失した場合は、その旨を別表 1 及び申込確認書に定める交換窓口にお申し出て、係員の案内に従ってください。
- 4 お買物券が利用できる内容については別表 2 のとおりです。
- 5 お買物券の返金、換金、譲渡はできません。又利用時のおつりはできません。
- 6 お買物券の有効期限は高速道路利用開始日から 2 日間となり、有効期限を超えたお買物券の返金やご利用はできません。

（高速定額利用の利用可能な区間）

第 9 条 高速定額利用の対象となる通行は、利用可能期間において、第一号、第二号、第三号の順、第一号、第二号の順若しくは第一号、第三号の順の通行又は第一号のみに該当する通行とします。

一 発着エリア（別表 4 に定める対象インターチェンジを含む範囲をいう。以下同じ。）内のいずれかのインターチェンジから流入し、当社が管轄する高速道路及び一般有料道路のみを通行し、周遊エリア（別表 5 に定める区間名内に存するインターチェンジを含む範囲をいう。以下同じ。）内のいずれかのインターチェンジで流出する通行 1 回（高速道路の通行止めによりやむを得ず経路途中のインターチェンジで流出及び再流入をした場合は、流出及び再流入をしたインターチェンジ間を通行したものとみなします。以下「往路通行」といいます。）。

二 周遊エリア内のいずれかのインターチェンジで流入し、かつ、同エリア内のいずれかのインターチェンジで流出する通行（回数に制限はありません。以下「周遊通行」といいます。）。

三 周遊エリア内のいずれかのインターチェンジから流入し、当社が管轄する高速道路及び一般有料道路のみを通行し、往路通行と同一の発着エリア内のいずれかのインターチェンジで流出する通行 1 回（高速道路の通行止めによりやむを得ず経路途中のインターチェンジで流出及び再流入をした場合は、流出及び再流入をしたインターチェンジ間を通行したものとみなします。以下「復路通行」といいます。）。

2 往路通行終了後に、周遊エリア内のいずれかのインターチェンジから流入し、周遊エリア外のいずれかのインターチェンジで流出する通行（復路通行に該当する通行は除きます。）、又は周遊エリア外のいずれかのインターチェンジから流入し、周遊エリア内のいずれかのインターチェンジで流出する通行を行った場合、流入又は流出を行った周遊エリア内のインターチェンジと当該通行における周遊エリア内の端末インターチェンジとの間を周遊通行とみなしたうえで、当該端末インターチェンジと流出又は流入をした周遊エリア外のインターチェンジとの間の通常料金（時間帯割引が適用される場合、時間帯割引適用後の料金をいいます。以下同じです。）（以下「区間外料金」といいます。）をお支払いいただきます。なお、周遊エリア外のインターチェンジで流入し、かつ、流出した場合はその通行全区間の通常料金をお支払いいただきます。

3 往路通行又は復路通行において、高速道路の通行止めに伴いやむを得ず発着エリア内のいずれかのインターチェンジで流出及び再流入をした場合を除き、同エリアで一旦流出及び再流入した場合には、次の各号に定めるとおり取扱います。

一 往路通行の場合 当初流入したインターチェンジから一旦流出したインターチェンジまでの通常料金をお支払いいただきます。なお、発着エリアで一旦流出後同エリアから再流入しない場合には、その後の通行は一切高速定額利用の対象となりません。

二 復路通行の場合 再流入したインターチェンジからその次に流出したインターチェンジまでの通常料金をお支払いいただきます。

（高速定額利用の開始及び終了）

第 10 条 高速定額利用は、往路通行が完了したことをもって利用を開始したものとし、復路通行が完了したことをもって利用を終了したものとします。利用の開始前又は利用終了後のいかなる通行も高速定額利用の対

象となりません。

2 前項の定めにかかわらず、復路通行を開始する前に利用可能期間を経過した場合は、高速定額利用が終了したものといたします。

（高速定額利用の利用方法）

第11条 高速定額利用の対象となる通行を行う場合は、お申し込み時に登録した車種に属する車両で通行してください。

2 料金所を通過するときは、お申し込み時に登録したETCカードをETC車載器に挿入し、ETCゲートをETC無線通信により通行してください。登録したETCカード以外の支払手段を利用される場合には、当該通行について通常料金をお支払いいただきます。

3 入口料金所のETCレーンが点検等により利用いただけない場合には、一般（有人）レーン（以下「一般レーン」といいます。）で入口通行券を受け取り、出口料金所においては、一般レーンの料金所係員にお申し込み時に登録したETCカードと入口通行券をお渡しください。出口料金所において料金精算機を利用の場合は「係員呼出ボタン（レバー）」により、スマートICを利用の場合は「インターホン」によりお申し出ください。

4 出口料金所のETCレーンが点検等により利用いただけない場合には、一般レーンの料金所係員にお申し込み時に登録したETCカードをお渡しください。料金精算機を利用の場合は、「係員呼出ボタン（レバー）」によりお申し出ください。

（料金及び請求）

第12条 本プランの料金は、別表3に定めるとおりです。

2 当社は、高速定額利用料金とお買物券料金を分けて請求いたします。

3 当社は、高速定額利用の対象となる通行全体に対して本プランの高速定額利用分の料金を一括して請求します。なお、料金所通行時における料金所の路側表示器、ETC車載器、「ETC利用照会サービス」等の料金表示等は通常料金となりますが、高速定額利用の対象となる通行については請求時には本プランの高速定額利用分の料金をお支払いいただきます。ただし、区間外料金が発生している場合には、別途当該区間外料金をいただきます。

4 高速定額利用料金の請求において、クレジットカード会社又はETCカード事務局（ETCパーソナルカードの管理運営を行うため6会社が設置する事務局をいいます。）が発行する請求書には、高速定額利用の対象となる各通行の走行明細は記載されず、高速定額利用の料金を請求する旨の明細のみが記載されます。ETCマイレージサービスの還元額明細に記載された高速定額利用の対象となる各通行の走行明細については、請求金額確定時に消去され、それと同時に高速定額利用の料金の明細が表示されます。

5 ETCパーソナルカードは、お支払いの済んでいない利用金額の合計額（以下「未払債務の合計額」といいます。）が、預託いただいたデポジットの80%相当額（以下「利用可能額」といいます。）を上回りますと、利用停止となる場合があります。

6 高速定額利用の対象となる通行であっても、未払債務の合計額は、個々の通行ごとに、一旦、通常料金で計算します。そのため、未払債務の合計額が、本プランの料金が適用された後に比べて一時的に高額となる場合があります。

（他の割引との適用関係）

第13条 高速定額利用に、ETCマイレージサービス以外の割引（ETC時間帯割引、障害者割引等）は適用されません。

2 ETCマイレージサービスに登録することにより付与されるポイント（以下「マイレージポイント」といいます。）については、高速定額利用の料金の額に応じて付与されます。

3 お申し込み時に登録したETCカードに、ETCマイレージサービスの還元額がある場合には、当該還元額から高速定額利用の料金を差し引くものとします。

4 ETCマイレージサービスの還元額による高速定額利用の料金のお支払いに、マイレージポイントは付与されません。

5 お買物券の料金のお支払いに金券の使用、割引サービスの利用等はできません。

（高速定額利用の適用対象外及び無効）

第14条 各通行が次の各号の一に該当するときは高速定額利用の適用対象外とし、その通行に係る料金は通常料金でお支払いいただきます。

一 申込時に登録したETCカードを用いずに通行料金をお支払いになったとき。

二 申込時に登録した車種以外の車種で利用になったとき。

三 利用可能期間以外の日に入口インターチェンジを流入及び出口インターチェンジを流出したとき。

四 復路通行において、利用可能期間に入口インターチェンジを流入し、利用可能期間終了日の翌々日までに出口インターチェンジを流出しなかったとき。

五 往路通行、周遊通行又は復路通行以外の通行（高速道路の通行止めにより、往路通行又は復路通行の途中で流出及び再流入を行った場合の通行を除きます。）を行ったとき。

六 往路通行又は復路通行において、最短経路の2倍を超える距離の経路の通行を行ったとき。

七 往路通行又は復路通行を2回以上行った場合の2回目以降の通行。

八 周遊エリア内のいずれかのインターチェンジから流入し、かつ、流出する通行で、周遊エリア以外の経路を利用したときにおける、当該経路に係る通行。

2 各通行が次の各号の一に該当する場合は、高速定額利用のお申し込みを無効とし、利用可能期間内における全ての通行について通常料金でお支払いいただきます。

一 通行する車両の情報が正しくセットアップされたETC車載器が取り付けられていない車両で通行したとき。

二 申込時に登録した1枚のETCカードを利用可能期間内に2台以上の車両に使用したとき（ただし、当社が承諾した場合を除きます。）。

三 前2号に掲げるもののほか、不正な通行の手段として本プランを利用したとき。

3 本プランのお申し込みが次の各号のすべてを満たさない場合は、高速定額利用のお申し込みを無効とし、利用可能期間における全ての通行について通常料金でお支払いいただきます。

一 本プランの利用時に有効なETCカードを登録していること。

二 お申し込み事項の入力が正しく行われ、入力の内容に誤りが無いこと。

三 お申し込み時に登録したETCカードの名義が本プランの申込者と同一であること。

（交換の制限）

第15条 次の各号の一に該当するときはお買物券への交換をお断りします。

一 申込確認書を偽造したとき。

二 偽装した身分証明書の提示等を行うなど本人確認作業を妨げる行為を行ったとき。

三 別表1及び申込確認書に定める指定の交換場所（6箇所）以外での交換を求められたとき。

（解約等）

第16条 本プランのお申し込み者は、利用可能期間の最初の入口インターチェンジを通過する前まで（ただし、利用開始日の24時までに限ります。）に、当社インターネットホームページにおいて本プランを解約することができます。この場合、高速定額利用のお申し込み又はお買物券のお申し込みのいずれか一方のみの解約をすることはできません。

2 前項に基づく解約が行われない場合であっても、次に掲げる場合においては当該各号に定める解約がされたものとしします。

一 往路通行を行わなかった場合（第14条により高速定額利用の適用対象外及び無効となった場合を含みます。）、かつ、第8条に定めるお買物券の交換をしなかった場合は、高速定額利用とお買物券のお申し込みとも遡って解約がされたものとしします。

二 往路通行を行わなかった場合（第14条により高速定額利用の適用対象外及び無効となった場合を含みます。）、かつ、第8条に定めるお買物券の交換をした場合は、高速定額利用のみ遡って解約がされたものとしします。

3 往路通行を行った場合は、お買物券の交換の有無にかかわらず、お買物券の料金の払戻しをいたしません（当社又はお買物券の交換不能等の実行委員会の責による場合を除きます。）。ただし、インターネット又は電話にてお申し出があった場合に限り、お客さまが指定する住所に実行委員会からお買物券を配送いたします。なお、この場合の配送費用はお客さまのご負担となります。又、お申し出の有効期間は利用日から3か月間、配送されたお買物券の有効期間は、発送日より2ヶ月間又は2019年3月31日までのいずれか短い方となります。

4 往路通行を行った場合は、本プランの料金を全額お支払いいただき、途中解約、払戻し又は一部返金はありません。通行した区間の通行料金とお買物券料金の合計額が本プランの料金を下回る場合でも、払戻し又は差額の返金は一切行いません。

5 本条に規定する解約の手数料は高速定額利用については不要ですが、予約を要するサービスの利用に関してお客様ご自身で行った予約の取り消しにかかる部分は別途必要となる場合があります。その場合、お役さまとサービス提供先との間で成立した予約に関する予約規定、利用規約等に基づき当該施設に直接お支払ください。なお当該取消手数料のお支払いにお買物券はご利用いただけません。

（個人情報保護）

第17条 本プランの申込者の個人情報は、当社が別に定める個人情報の保護に関する方針に従って適切に取り扱います。

2 当社は、第8条に定める方法によりお買物券と交換するための手続に必要な範囲内で、実行委員会及びお買物券の交換場所に対し、本プランを申込されたお客様の氏名、申込プラン名称、利用日、交換予定場所を提供いたします。

（免責事項）

第18条 当社は、次の各号に掲げるときには、本プランの申込者が受けた被害について一切責任を負いません。

一 当社の責に帰すことができない申込事項の誤りにより、本プランの利用に影響を及ぼしたとき。

二 天災地変その他の不可抗力による通信上の障害又は事故により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき。

三 当社の責に帰すことができない通信上の盗聴、妨害又は事故により、本プランの申込者の個人情報が漏えいし、改ざんされ、又は窃取されたとき。

四 通行止め又は渋滞により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき。

五 車両の故障等、当社の責に帰すことができない事由により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき。

（規約の変更）

第 19 条 当社は、本規約を変更することがあります。

2 当社は、前項の変更を行った場合、変更内容を当社ホームページへの掲示等の方法で周知します。

3 当社は、第 1 項の変更によって申込者が被った損害について、一切責任を負いません。

別表 1：お買物券の交換受付施設

交換受付施設	住所	交換時間	備考
ヤマトタカハシ(株) 敦賀昆布館	敦賀市坂下 17-3-1	9：00～17：00	
若狭海遊バザール千鳥苑 若狭美浜海の駅	美浜町坂尻 43	9：00～17：00	
道の駅「三方五湖」	若 狭 町 鳥 浜 第 122-31-1	9：00～18：00	定休日：毎月第 1 火曜日 (祝日の場合は翌日) ※7, 8 月無休
道の駅「若狭おばま」	小浜市和久里 24-45-2	9：00～18：00	
道の駅「名田庄」	おおい町名田庄納田 終 109-4-1	9：00～18：30	定休日：毎週第 1, 3, 5 水曜(3～11 月)、毎週水曜(12～2 月)(祝日の場 合は翌日) ※8 月無休
(一社)若狭高浜観光協会 (JR 若狭高浜駅構内)	高浜町宮崎 77-1-8	9：00～17：00	

別表２：お買物券の利用が可能な対象施設及び内容

市町	区分	店舗名	電話番号	住所	備考
敦賀市	お土産	ヤマトタカハシ(株)敦賀昆布館	0770-24-3070	坂下17-3-1	引換所
	お土産	敦賀かわと	0770-22-4102	白銀町4-5	
	お土産	(株)奥井海生堂	0770-22-0493	神楽町1-4-10	昆布
	お土産	こんぶの北村(有)北村商店	0770-22-0865	蓬萊町13-2	昆布
	お土産	ケセラセラーみやもと	0770-22-0537	呉竹町1-40-17	酒
	お土産	酒文化 食文化 (株)ウタ	0770-22-0747	三島町1-4-3	酒・食料品
	お土産	高城酒店	0770-22-0596	相生町21-5	酒
	お土産	(有)川越酒店	0770-22-1074	清水町1-22-10	酒
	お土産	リカーポート みのや	0770-22-0139	川崎町2-13	酒
	お土産	小浜海産物株式会社(敦賀駅前店)	0120-38-5537	白銀町4-6	鮮魚、干物など
	お土産	(株)北前船のカワモト	0770-22-7285	鳩原21-1-9	鮮魚、干物など
	お土産	(株)安兵衛食品	0770-47-5358	苅生野80-14-11	焼き鯖など
	食	(株)相木魚問屋	0770-22-0645	蓬萊町16-11	鮮魚
	食	(有)あいき	0770-22-2299	相生町21-46	鮮魚
	食	うお吟	0770-21-2328	相生町21-3	海鮮丼
	食	どんと屋	0770-25-0205	蓬萊町14-16	海鮮丼・天丼など
	食	寿し辰	0770-22-2781	白銀町7-18	すし
	食	花城 与三郎寿司	0770-25-8676	松島130-170-12	すし
	食	御料理 金兵衛	0770-22-1110	本町1-15-23	日本料理
	食	(有)割烹 志野	0770-23-8585	清水町1-19-12	日本料理
	食	おむすびや 穂んのり	0770-25-8998	新松島1-21	おにぎり
	食	越前そば むぎや	0770-22-0514	本町1-7-21	そば
	食	(有)丸仁	0770-22-0367	相生町21-1	そば、うどん
	食	ぼたん亭	0770-25-8686	新松島町3-8	ステーキ
	食 (スイーツ)	(有)アイドルつるかめ	0770-22-2023	金山沢72-3	
	食 (スイーツ)	小堀日之出堂	0770-21-0141	神楽2-2-34	
	食 (和スイーツ)	越前敦賀銘菓処 紅屋	0770-22-0361	相生町6-11	
	食 (和スイーツ)	御菓子司 森木	0770-22-0329	神楽町1-2-23	
	食 (和スイーツ)	天清酒万寿店	0770-22-0296	神楽1-4-9	
	食 (和スイーツ)	(有)銘菓処 笑福堂	0770-22-4747	昭和町2-21-31	
	食・体験	敦賀きらめき温泉 リラ・ポート	0770-24-1126	高野91-9-3	
	体験	敦賀市グラウンド・ゴルフ場 リラ・グリーン	0770-24-1126	高野91-9-3	
	食・宿	(株)ニューサンピア敦賀	0770-24-2111	呉羽町2番地	
以下 (株)日本海さかな街 内					
	お土産	生け簀の甲羅	0770-21-6445	若葉町1-1531	鮮魚・越前ガニなど
	お土産	一乃松	0778-21-2211	〃	焼鯖寿司・鯖寿司
	お土産	お茶の清水	0770-21-3830	〃	お茶
	お土産	海道物産	0770-21-3804	〃	珍味・明太子
	お土産	(株)木崎商店	0770-21-3801	〃	昆布・鮭切身など

敦賀市	お土産	川島製菓舗	0770-21-3825	若葉町1-1531	羽二重餅等特産品
	お土産	北前船のカワモト	0770-21-8137	〃	昆布・干物など
	お土産	幸栄堂	0770-21-3828	〃	特産品
	お土産	甲羅組1号店	0770-24-7059	〃	越前ガニ・カニ
	お土産	甲羅組3号店	0770-21-6448	〃	越前ガニ・カニ
	お土産	甲羅亭	0770-47-5968	〃	海鮮丼・カニなど
	お土産	雑魚屋	0770-24-3803	〃	特産品
	お土産	島屋	0770-22-1177	〃	鮮魚・干物など
	お土産	湘幕水産	0770-20-1477	〃	干物・かにみそなど
	お土産	笑福堂	0770-22-4747	〃	特産品
	お土産	しんちゃんの大漁丸	0770-21-3812	〃	珍味
	お土産	太郎屋	0770-21-3556	〃	珍味
	お土産	茶里夢	0770-21-3810	〃	川根茶など
	お土産	辻物産	0770-21-5212	〃	干物
	お土産	敦賀鮮魚	090-7743-2564	〃	カニ・干物など
	お土産	徳兵衛の旬	090-1634-1080	〃	ジュースなど
	お土産	羽柴屋	0770-47-6337	〃	ドライフルーツなど
	お土産	パワーショップ	0770-21-3835	〃	地酒
	お土産	ふれんずストアー	090-4680-2693	〃	焼鯖寿司・だし
	お土産	ますよね	0770-21-3819	〃	越前ガニ・干物など
	お土産	まるひな良縁堂	0770-21-3833	〃	珍味
	お土産	雅 みやび	0770-21-3556	〃	珍味
	お土産	漁師屋	0770-25-1705	〃	お菓子等特産品
	お土産	若狭水産	090-6812-1669	〃	カニ・干物等
	お土産・食	海鮮ダイニング井	0770-21-5107	〃	海鮮丼・カニ
	お土産・食	韓国市場 力	—	〃	韓国料理
	お土産・食	新鮮組	0770-20-1477	〃	回転すし・焼鯖寿司
	お土産・食	はまやき安兵衛	0770-21-3800	〃	海鮮丼・焼鯖など
	食	味世司	0770-21-3829	〃	海鮮丼
	食	漁家本家	0770-21-3868	〃	海鮮焼・岩カキ生食
	食	海坊主	0770-47-5594	〃	海鮮焼
	食	かに喰い亭ますよね	0770-22-3590	〃	海鮮丼・カニなど
	食	鮮宴井ひろし	0770-47-5978	〃	海鮮丼・焼き物など
	食	たにでの店	0770-21-3822	〃	たこ焼きなど
	食	つる太浪	—	〃	うどん・そば
	食	＃Delica1531	0770-24-1531	〃	軽食
	食	福祿寿司	0770-21-3808	〃	寿司など
	食	味'S場	0770-21-3807	〃	海鮮丼・海鮮焼き
	食	よって家	0770-20-0357	〃	海鮮丼
	食	若狭亭	0770-21-0073	〃	海鮮丼・ソースかつ丼
	食	わが家	0770-47-5313	〃	海鮮ひつまむしなど

美浜町	お土産・食	若狭海遊バザール千鳥苑 若狭美浜海の駅	0770-38-1011	坂尻43	引換所
	お土産	五湖の駅	0770-32-3339	久々子 72-1	
	お土産	寺川商店	0770-32-1364	早瀬12-80	鮮魚、干物など
	食	一休	0770-32-0152	久々子80-3	
	食	オーロラ	0770-32-1094	久々子33-44-1	
	食	五馳走屋藤八	0770-32-2255	河原市18-10-3	
	食	ブリックハウス	0770-32-0691	郷市13-2-1	
	宿	やまじん	0770-32-1052	日向13-7-2	民宿
	食・宿	漁場の宿 はっとり	0770-32-0617	日向10-31	お土産
	宿	まきさん	0770-32-1072	早瀬7-5-1	民宿
	宿	浪路	0770-32-0250	久々子47-38	
	宿	旅館ふじま屋	0770-32-0421	早瀬12-81	
	宿	民宿きたむら	0770-32-0414	早瀬11-50	民宿
若狭町	お土産	道の駅三方五湖	0770-45-0113	鳥浜122-31-1	引換所
	お土産	梅の里会館	0770-46-1501	成出17-4-1	梅干し、梅加工品など
	お土産	道の駅若狭熊川宿	0770-62-9111	熊川11-1-1	
	お土産	レインボーライン	0770-45-2678	気山18-2-2	売店のみ
	食	川とく	0770-45-0706	能登野35-14	和食
	食	徳右エ門	0770-45-0039	鳥浜44-18	うなぎ
	食	ドライブイン水月	0770-47-1627	海山64-15	定食
	食	ドライブインよしだ	0770-47-1438	海山70-3	海鮮料理など
	体験	若狭町立温泉施設 みかた温泉 きららの湯	0770-45-1126	中央1-6-1	
	宿	うべしま館	0770-46-1702	世久見4-14-1	民宿
	宿	きよしや	0770-47-1725	遊子11-10	民宿
	宿	きよや	0770-46-1511	食見39-11-1	民宿
	宿	喜楽亭	0770-47-1153	小川5-2	民宿
	宿	湖上館パムコ	0770-47-1727	海山64-9-1	
	宿	そてつや	0770-47-1616	常神1-60	民宿
	宿	だいらや	0770-47-1501	遊子5-28	民宿
	宿	竹中	0770-47-1402	神子7-7	民宿
	宿	なが田	0770-47-1363	海山52-22	
	宿	長谷	0770-46-1735	食見34-2	民宿
	宿	松喜	0770-46-1559	世久見13-17	民宿
	宿	まつむら	0770-47-1412	常神1-51	
	宿	メーンマスト	0770-47-1078	常神9-12-1	民宿
	宿	山下屋	0770-47-1103	常神1-76	民宿
	宿	やまや	0770-47-1622	遊子5-20	民宿
	宿	勇晴	0770-46-1654	世久見6-29	民宿
	宿	若狭みかた きらら温泉 水月花	0770-47-1234	海山51-13	

小浜市	お土産	道の駅若狭おばま	0770-56-3000	和久里24-45-2	引換所
	お土産	小浜海産物株式会社	0120-52-3744	大手町9-21	鮮魚、干物など
	お土産・体験	若狭塗箸専門店 箸匠せいわ	0770-56-0884	竜前6-2	
	食	鮭富	0770-53-0337	小浜広峰83-1	すし
	食	すし良	0770-53-1521	水取1-8-14	すし
	食	お食事処 濱の四季	0770-53-0141	川崎3-5	
	食	SABAR 鯖街道小浜田島店	0770-54-3338	田島 63-14-1	とろ鯖料理専門店
	食	若狭マリンプラザ	0770-53-2100	岡津44	
	食 (スイーツ)	アルカンシエル	0770-52-3341	府中8-23	
	食 (和スイーツ)	御菓子処(有)伊勢屋	0770-52-0766	一番町1-6	
	食 (和スイーツ)	井上耕養庵	0770-52-0199	南川町9-17	
	体験	御食国若狭おばま食文化館	0770-53-1000	川崎3-4	2F体験料(箸研ぎ・紙 漉きなど)
	体験	御食国若狭おばま食文化館(濱の湯)	0770-53-1000	川崎3-4	入浴料のみ
	体験	蘇洞門めぐり(若狭フィッシャーメンズ・ワーフ)	0770-52-3111	川崎1-3-2	クルージング
	体験	ブルーパーク阿納	0770-54-3611	阿納8-4	鯛釣り・裁き体験 (4名様以上)
	体験	シーカヤック体験(阿納)	0770-54-3046	阿納11-8	2名様以上
	体験	明通寺	0770-57-1355	門前5-21	拝観料のみ
	宿	ホテルアーバンポート	0770-53-2001	小浜白鳥72-1	
	宿	サンホテルやまね	0770-52-1450	小浜白鬚55-1	
	宿	ホテルせくみ屋	0770-52-0020	小浜白鬚113	
	宿・食	ホテル若杉本館	0770-52-0900	駅前町7-16	
	宿	若杉末広亭	0770-53-0202	大手町8-5	
	宿	四季の宿 かわはら	0770-54-3046	阿納11-8	民宿
	宿	うらたに旅館	0770-52-2853	宇久6-9	民宿
	宿	若狭ふぐの宿下畝	0770-54-3313	阿納10-15	民宿
	宿	体験民宿こまや	0770-54-3056	矢代11-15	民宿

注1) 上記記載の内容は予告なく変更になる場合があります。

注2) 宿泊、体験などの予約を必要とするサービスを利用する場合、本プランの申込前に各施設が指定する方法により各施設に対し予約を行ってください。

別表 3 : 料金及び利用日 (金額は本プラン利用 1 回あたりの料金)

プラン名	発着 エリア 番号	周遊 エリア 番号	料金 (普通車)	料金 (軽自動車等)	高速定額 利用日	お買物券交換日 (注 1)	
						交換日	交換可能時間
若狭路 お買物券付き (2 日間)	①	A	<u>8,600 円</u> (内訳) 高速定額利用分 5,600 円 お買物券分 3,000 円	<u>7,400 円</u> (内訳) 高速定額利用分 4,400 円 お買物券分 3,000 円	お客さま が指定す る 2 日間	左記のうち 1 日間	別表 1 に 定めるとおり

注1 第 16 条第 3 項に記載の場合を除く

別表 4 : 高速定額利用 (発着エリア)

番号	路線名	インターチェンジ名
①	名神高速道路	一宮 IC、岐阜羽島 IC、安八スマート IC、大垣 IC、養老 S A ス マート IC、関ヶ原 IC、彦根 IC、湖東三山スマート IC
	東海北陸自動車道	一宮西 IC、一宮木曾川 IC
	東海環状自動車道	養老 IC、大垣西 IC

別表 5 : 高速定額利用 (周遊エリア)

番号	区間名
A	北陸自動車道 (米原 IC～敦賀 IC) 舞鶴若狭自動車道 (大飯高浜 IC～敦賀 JCT)